

# 多気町指定給水装置工事事業者として新規指定を受ける場合の手続き

## ◇ 申請手続きの流れ

1. 必要書類一式を提出してください。（郵送可）
2. 提出書類の内容を確認後、連絡させていただきます。
3. 『登録手数料』を持参していただき、上下水道課の窓口へお越しください。
4. 登録手数料納入後、『多気町水道指定給水装置工事事業者証』をお渡しします。

## ◇ 提出書類

1. 指定給水装置工事事業者指定（更新）申請書（様式第1）
2. 機械器具調書（別表）【機械器具写真添付】
3. 誓約書（様式第2）
4. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
5. 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
6. 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）
7. 法人事業主の場合・・・定款（写し）および登記事項証明書  
個人事業主の場合・・・住民票
8. 事業所の写真【外観と内観】
9. 多気町指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

## ◇ 登録手数料

14,000円（手続き完了後納付）